

□ 今月のことば □



弁理士と裁判所調査官

副会長 栗原 史生



今年度副会長の一人として、弁理士法改正、知的財産戦略対応、司法制度改革対応、例規関係等を担当していますが、これらに跨るテーマとして、裁判所調査官への弁理士任用について若干の提案をさせていただきたいと思います。

裁判所調査官に民間登用された初めてのケースとして、本年4月1日付で東京高裁の知的財産権訴訟担当の調査官に岡部議員が任官されたことは、当会や法曹関係者のみならず国民全体にとっても大きな関心事でした。このことは、知的財産関連訴訟事件の審理期間の短縮を目指す司法制度改革審議会意見書の中で、東京・大阪両地方裁判所の専門部を実質的に「特許裁判所」として機能させるための一方策としての意味を持ち、併せて、急増する国際的知財紛争に迅速且つ適切に対応することを目的とするものと理解されます。

ところで、裁判所調査官制度は、「1. 最高裁判所、各高等裁判所及び各地方裁判所に裁判所調査官を置く。2. 裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件（地方裁判所においては、工業所有権又は租税に関する事件に限る。）の審理及び裁判に関して必要な調査を掌る。」（裁判所法第57条）との規定に根拠を置くものであり、知的財産関連訴訟については、現在、東京高裁・東京地裁・大阪地裁の各知的財産専門部に合わせて約20名の調査官が配属されており、その殆どは特許庁審判官経験者からの出向者となっています。この人数が今後どのように推移してゆくのかは定かではありませんが、今年7月に策定された「知的財産戦略大綱」においても前記司法制度改革審議会意見書の流れを受けて「現在、東京地方裁判所等の知的財産専門部に配属されている調査官制度を一層充実させることが必要である」との一文が盛り込まれており、知的財産関連訴訟の審理期間のより一層の短縮が社会的ニーズとなっていることからしても、少なくとも減少傾向になることはあり得ないと思われます。我々弁理士は、法律と技術の両面において高度の専門性を有するとともに国際性をも兼ね備えた唯一の国家資格者ですので、弁理士が今後さらに裁判所調査官として知的財産関連訴訟に関与することはその迅速且つ適切な解決に向けて大きく貢献できるものであり、ユーザの期待も大きいものと考えられます。このような状況にあって、裁判所調査官の今後の増員分については（あるいはさらに退官時の交代要員としても）その給源としての役割が日本弁理士会に求められる可能性が大きいものと思われます。

このような状況において、任免権を持つ最高裁から調査官任用についての打診を受けたときに、日本弁理士会として責任を持って迅速に対応できるような体制作りをしておく必要があるのではないかと感じています。

しかしながら、実際問題として、裁判所調査官としてのキャリアを積むことには魅力を感じたとしても、多くの（あるいは殆どの）弁理士にとってはこの選択肢は現実的ではありません。弁理士登録は抹消しなくても良いとされたものの、3年の任期の間、兼業禁止規定により代理案件はすべて辞任しなければならないという現実には、大きなネックとならざるを得ず、たとえば個人経営形態の事務所オーナーにとっては恐らく

はノーチャンスとなってしまいます。裁判所調査官の年齢は地裁で30代後半から40代、高裁で40代後半から50代前半が平均のようですが、弁理士としても第一線で活躍している年代であり、この時期に、3年間弁理士業務から一切手を引かなければならないと言うことは、個人経営弁理士のみならずあらゆる弁理士にとって、大いなる躊躇を感じ得ず、もしくは即決断念となることは明らかです。場合によっては収入ダウンがネガティブ要因の一つになるかも知れません。

一方、現在約5,000人を有し、今後も少なくとも数年間は400～500人規模で増加し続けるであろう弁理士の中で、裁判所調査官を経験することによって上述のデメリットを越えるメリットが得られると考える者にとっては、この選択肢は現実的であり且つ十分に魅力的なものとなります。また、現在は事務所や会社に勤務している間に十分な実務経験を経た者が独立を検討するときに、その前の3年間で裁判所調査官としての経験を積もうと考える可能性もあります。

このような現状分析に基づいて、弁理士からの裁判所調査官への道を制度的に構築するための一案として、アンケート調査による受諾可能会員リスト作成、個別案件に応じてリストから一次候補者の選抜、一次候補者に対する意思確認、選定委員会による二次選考を経た上で、日本弁理士会として若干名を最高裁に推薦する、という骨格を提案したいと思います。

の受諾可能会員リスト作成は、「そのときの条件が合えば裁判所調査官として希望する可能性がある」と認識する会員を把握しておくために必要と考えます。このようなリストを作成しておけば、最高裁から具体的な話（いつから、どこの裁判所で、どの専門分野の調査官として任官するのか）を受けたときに、当該リストの登録会員から条件を絞り込むことによって一次候補者の選抜を行うことができます（上記）。なお、前述のような会員の諸事情を考慮して、このリストは原則未公表とすべきであろうと考えています。

このリストは、あくまでも「そのときの条件が合えば裁判所調査官として希望する可能性がある」という会員の意思を反映させたものにすぎません。したがって、一次候補者に対しては、当該具体的事案に対する希望の意思を改めて確認します（上記）。

意思確認を経た一次候補者について、場合によってはその中からさらに絞り込んだ後、上記の選定委員会による二次選考を行って、裁判所調査官としての適切な能力識見を備えているか否かを判断します。弁理士は審決取消訴訟における訴訟代理人として、また侵害訴訟における訴訟補佐人としての訴訟経験を有しており、来年度以降は特定侵害訴訟において弁護士と共に訴訟代理人となる者も生まれるのであるから、弁理士からの裁判所調査官への任用に際して能力担保のハードルを高くする必要はないとの考えもあります。しかしながら、一方では、日本弁理士会として責任を持ってその候補者を推薦する以上はそれなりの基準を高くしておくべきことは当然ですし、今後の信頼関係を最高裁との間で構築して継続的な給源としての認識を両方で共有するためにも必要不可欠であると考えます。この選定委員会では、当人が過去に経験した事件で提出した訴状・答弁書・準備書面等をベースにして質疑を行うような選考方式も検討の余地があります。選考委員には、訴訟に精通した会員のほか、外部有識者をも含めて裁判所調査官としての能力担保が適正に行なわれるようにします。いずれにしても、日本弁理士会としての「この人なら立派に裁判所調査官が務まります」という能力担保を実質的にこの選定委員会で行った上で、その答申を受けて、日本弁理士会として若干名を最高裁に推薦します（上記）。若干名を推薦するのは、最高裁で主体的に最終決定する道確保するためです。

以上に提案したような制度設計はまだ検討の初期段階のものですが、今後、弁理士会内部において検討し、最高裁・特許庁等関係者とも協議を重ねた上で煮詰め、必要に応じて例規化したいと考えています。